

兵庫県公報

令和7年11月28日 金曜日 第673号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告 示

○ 公衆浴場入浴料金の統制額の指定（生活衛生課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 県営土地改良事業の工事の完了（同）	3
○ 耕地整理組合の組合長臨時代理者の指定（同）	3
○ 保安林の指定予定（治山課）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 道路の供用開始（道路保全課）	10
○ 自動車専用道路の指定（同）	10
○ 車両制限令に基づく道路の指定（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	11

公 告

○ 都市計画の図書の写しの縦覧（都市計画課）	12
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	12
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	13
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）	13
○ 入札公告（同）	14

公安委員会規則

○ 交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則	17
-----------------------------------	----

公布された法令のあらまし

◎交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第11号）

交番の廃止に伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第1038号

物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）附則第4項の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、令和8年1月1日から施行する。

なお、令和5年兵庫県告示第39号の2（公衆浴場入浴料金の統制額の指定）は、令和7年12月31日限り、廃止する。

令和7年11月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 公衆浴場入浴料金の統制額

- (1) 大人（12歳以上の者） 570円
 (2) 中人（6歳以上12歳未満の者） 200円
 (3) 小人（6歳未満の者） 100円

2 次の各号のいずれかに該当する公衆浴場は、前項の規定は適用しない。

- (1) 公衆浴場法基準条例（昭和39年兵庫県条例第64号）第2条第2項に規定するその他の公衆浴場
 (2) 神戸市公衆浴場法施行条例（平成24年神戸市条例第43号）第2条第2項に規定するその他の公衆浴場
 (3) 姫路市公衆浴場法基準条例（平成24年姫路市条例第70号）第2条第2号に規定するその他の公衆浴場
 (4) 尼崎市浴場業に関する条例（平成24年尼崎市条例第62号）第2条第2号に規定するその他の公衆浴場
 (5) 明石市公衆浴場法施行条例（平成29年明石市条例第51号）第2条第2号に規定するその他の公衆浴場
 (6) 西宮市公衆浴場法施行条例（平成24年西宮市条例第42号）第2条第2号に規定するその他の公衆浴場

~~~~~

## 兵庫県告示第1039号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和7年11月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 吉島土地改良区

## 退任役員

| 役員の区分 | 氏 名       | 住 所              |
|-------|-----------|------------------|
| 理 事   | 小 野 広 一   | たつの市新宮町吉島206番地 1 |
| 同     | 小 林 一 三   | 同 市新宮町吉島233番地 1  |
| 同     | 天 本 雅 剛   | 同 市新宮町下野557番地 1  |
| 同     | 八 木 利 一   | 同 市新宮町下野151番地    |
| 同     | 梅 村 成 典   | 同 市新宮町宮内234番地    |
| 同     | 井 戸 新次郎   | 同 市新宮町宮内312番地    |
| 同     | 進 藤 泰太郎   | 同 市新宮町新宮585番地    |
| 同     | 松 田 隆 充   | 同 市新宮町新宮680番地 1  |
| 同     | 武 内 武 三   | 同 市新宮町井野原224番地 1 |
| 同     | 清 水 一 敏   | 同 市新宮町井野原469番地   |
| 同     | 里 中 伸 嘉   | 同 市新宮町仙正153番地    |
| 同     | 前 田 充     | 同 市新宮町仙正220番地 2  |
| 同     | 原 田 正 和   | 同 市新宮町中野庄118番地   |
| 同     | 長 谷 川 保 久 | 同 市新宮町中野庄93番地    |
| 同     | 三 田 富 明   | 同 市新宮町下野田185番地 2 |
| 同     | 瀬 良 義 和   | 同 市新宮町下野田39番地    |
| 監 事   | 嶋 津 周 平   | 同 市新宮町井野原413番地   |
| 同     | 小 林 良 三   | 同 市新宮町吉島215番地    |
| 同     | 進 藤 登     | 同 市新宮町新宮547番地 1  |
| 同     | 嶋 澤 輝 幸   | 同 市新宮町下野田195番地 5 |

## 就任役員

| 役員の区分 | 氏 名      | 住 所              |
|-------|----------|------------------|
| 理 事   | 小 野 広 一  | たつの市新宮町吉島206番地 1 |
| 同     | 小 林 一 三  | 同 市新宮町吉島233番地 1  |
| 同     | 天 本 雅 �剛 | 同 市新宮町下野557番地 1  |
| 同     | 小 林 秀 浩  | 同 市新宮町下野141番地 1  |
| 同     | 梅 村 成 典  | 同 市新宮町宮内234番地    |

|     |           |   |                |
|-----|-----------|---|----------------|
| 同   | 津 田 智 之   | 同 | 市新宮町宮内309番地    |
| 同   | 進 藤 泰太郎   | 同 | 市新宮町新宮585番地    |
| 同   | 松 田 隆 充   | 同 | 市新宮町新宮680番地 1  |
| 同   | 武 内 武 三   | 同 | 市新宮町井野原224番地 1 |
| 同   | 清 水 一 敏   | 同 | 市新宮町井野原469番地   |
| 同   | 里 中 伸 嘉   | 同 | 市新宮町仙正153番地    |
| 同   | 前 田 充     | 同 | 市新宮町仙正220番地 2  |
| 同   | 原 田 正 和   | 同 | 市新宮町中野庄118番地   |
| 同   | 長 谷 川 保 久 | 同 | 市新宮町中野庄93番地    |
| 同   | 嶋 澤 輝 幸   | 同 | 市新宮町下野田195番地 5 |
| 同   | 瀬 良 義 和   | 同 | 市新宮町下野田39番地    |
| 監 事 | 嶋 津 周 平   | 同 | 市新宮町井野原413番地   |
| 同   | 小 林 良 三   | 同 | 市新宮町吉島215番地    |
| 同   | 進 藤 登     | 同 | 市新宮町新宮547番地 1  |
| 同   | 三 田 富 明   | 同 | 市新宮町下野田185番地 2 |

~~~~~

兵庫県告示第1040号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく次の県営土地改良事業の工事は、完了した。

令和7年11月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

事 業 名	地区名 (工区名)	地 域 名	工事着手 年月日	工事完了 年月日	備考 (事業内容)
農村地域防災減災事業	宮の奥池	宍粟市山崎町下牧谷	令和元. 6. 28	令和4. 1. 28	ため池1カ所
同 上	湯塚池	同 市山崎町上牧谷	令和元. 6. 28	令和6. 3. 15	ため池1カ所
同 上	向池	揖保郡太子町広坂	令和3. 8. 23	令和6. 4. 26	ため池1カ所
同 上	鍋谷池	赤穂郡上郡町高山	令和2. 6. 26	令和7. 3. 17	ため池1カ所

~~~~~

#### 兵庫県告示第1041号

土地改良法施行法（昭和24年法律第196号）第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる耕地整理法（明治42年法律第30号）第73条第4項の規定に基づき、次の者を加古郡雁戸井耕地整理組合の組合長臨時代理者に指定したので、同条第5項の規定により告示する。

令和7年11月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 住 所

加古川市八幡町上西条875番地の1

2 氏 名

松 尾 志津夫

~~~~~

兵庫県告示第1042号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和7年11月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 保 安 林 予 定 森 林 の 所 在 場 所

豊岡市城崎町飯谷字セバト1200、1206（次の図に示す部分に限る。）、字兵ノ谷1210の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

**兵庫県告示第1043号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和7年11月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市日高町万場字添越85

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

兵庫県告示第1044号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和7年11月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市日高町殿字古ヤノ谷15の1、16、字須山23の1、23の3、23の4

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

### 兵庫県告示第1045号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

令和7年11月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市日高町八代字堂沼109、110、字袋谷111の1、111の2

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

兵庫県告示第1046号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

令和7年11月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市日高町羽尻字寺谷142の4

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

### 兵庫県告示第1047号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定

である旨の通知があった。

令和7年11月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市日高町羽尻字喜十郎谷182

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

兵庫県告示第1048号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和7年11月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市出石町暮坂字ウシリワ6、6の3、6の5、6の7、6の9

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

**兵庫県告示第1049号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和7年11月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市出石町福見字家奥80、字シムラ82の1、84、出石町荒木字渕ヶ谷88

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

兵庫県告示第1050号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和7年11月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市但東町相田字寺谷151の9
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

### 兵庫県告示第1051号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和7年11月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
豊岡市但東町久畑字枕木130の3、130の4
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**兵庫県告示第1052号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

令和7年11月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市但東町久畠字榎ヶ奥176から178まで、179の2、180、字榎ヶ谷203、204、205の1、205の2、206、207、209、209の1、210、212、217、219から221まで

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字榎ヶ奥178（次の図に示す部分に限る。）、字榎ヶ谷203、204、205の1、205の2、217、219から221まで

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**兵庫県告示第1053号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

令和7年11月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市但東町佐田字イノヲ1の1

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**兵庫県告示第1054号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

令和7年11月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
豊岡市但東町大河内字登尾73の3

- 2 指定の目的  
水源の涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

兵庫県告示第1055号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和7年11月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市但東町西谷字峠ノ谷184の5、184の15、184の32、184の33、184の51、187、188

- 2 指定の目的
水源の涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

#### 兵庫県告示第1056号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和7年11月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市但東町東中字大早谷37の24、37の47、37の102から37の106まで、38の2

- 2 指定の目的  
水源の涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

兵庫県告示第1057号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、令和7年11月30日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和7年11月28日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所及び北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年11月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

道 路 の 種 類 路 線 名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 加古川小野線	加古川市八幡町宗佐字市場503番3から 小野市池尻町字東山627番95まで	旧	12.0から 90.0まで	4,842.0	予定地
		新	12.0から 100.0まで	4,842.0	

~~~~~

**兵庫県告示第1058号**

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定により、自動車専用道路を次のとおり指定する。

その関係図書は、令和7年11月28日から2週間、兵庫県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年11月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 路線名

県道加古川小野線

2 指定する道路の部分

加古川市八幡町宗佐字森ノ元152番1から

小野市樫山町字北ノ垣内30番1まで

3 指定する日

令和7年11月30日

~~~~~

兵庫県告示第1059号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

令和7年11月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
県道 加古川小野線	加古川市野口町坂元字坂之下30番1から 小野市池尻町字東山627番95まで

2 指定する期日

令和7年11月30日

~~~~~

**兵庫県告示第1060号**

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超える4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

令和7年11月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 1 指定する道路の路線名及び区間

| 路 線 名        | 区 間                                      |
|--------------|------------------------------------------|
| 県道<br>加古川小野線 | 加古川市野口町坂元字坂之下30番1から<br>小野市池尻町字東山627番95まで |

## 2 指定する期日

令和7年11月30日

## 3 通行方法

前記1の道路を通行する高さが3.8メートルを超える4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

## (1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

## (2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

## (3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化があるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

~~~~~

兵庫県告示第1061号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局新温泉土木事務所及び香美町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和7年11月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町 大 字 名	小 字 名	地 番
家 ノ 前	美方郡	香美町	村岡区長瀬	岡 伊 津 神 家 ノ 前	166番から168番までの各一部、169番、 170番の一部、171番の一部 245番の一部、246番1、246番3 306番1、306番2、307番から309番まで、 313番の一部

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和7年11月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
三 田 市	阪神間都市計画道路	三田幹線ほか3路線
同 市	阪神間都市計画下水道	三田市公共下水道
淡 路 市	淡路都市計画火葬場	淡路市岩屋火葬場

~~~~~

## 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

については、当該届出を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和7年11月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ホームセンターコーナン西宮今津港町店

所在地 西宮市今津港町13番1ほか

## 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 大 山 一 也

## 3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 変更前

名称 住所 代表者の氏名

株式会社ユニクロ 山口市佐山717番地1 柳 井 正

コーナン商事株式会社 堺市西区鳳東町四丁401番地1 正 田 直太郎

外5者

## (2) 変更後

名称 住所 代表者の氏名

コーナン商事株式会社 堺市西区鳳東町四丁401番地1 石 田 直太郎  
外5者

4 変更年月日

令和7年6月15日

5 届出年月日

令和7年11月14日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和7年11月28日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年3月30日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

については、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和7年11月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 スーパーセンタートライアル姫路四郷町店

所在地 姫路市四郷町見野字拂戸788番の一部ほか

2 法第8条第1項の規定により姫路市から述べられた意見の概要

(1) 附帯設備が特定施設等に該当する場合は、法令に基づく手続を行うこと。

(2) 産業廃棄物を保管する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律による産業廃棄物保管基準を遵守し、適正に保管すること。また、産業廃棄物の運搬又は処分を委託するときは、同法による委託基準を遵守すること。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和7年11月28日から1月間

~~~~~

### 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年11月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

たつの市揖保川町半田字楠516番2の一部、517番1から517番3まで、518番、519番1から519番3まで、522番1、522番2、523番1、523番2、524番1から524番3まで、525番1、525番2の一部、525番3、529番1、529番2、530番1から530番3まで、531番1、531番2、532番1、532番3、533番1、534番、536番1、536番2、536番3、536番5の一部、536番6、538番1から538番3まで、1141番3、1141番4、1142番

6、1143番6、1143番7、516番2地先里道、516番2地先水路、517番1地先水路、522番1地先水路、525番1地先水路、529番2地先里道、536番2地先水路

同 市同 町半田字横辻539番1、539番2、540番1から540番5まで、822番の一部、823番2の一部、848番1の一部、848番2の一部、849番1、849番3から849番5まで、539番1地先水路、540番2地先里道

同 市同 町半田字中川原654番2の一部、657番の一部、662番1、662番3、663番1、664番1、666番5、669番1、674番3、686番の一部、688番1の一部、689番5の一部、690番の一部、690番1の一部、695番2、695番4、695番5の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

たつの市揖保川町半田672番地

日本丸天醤油株式会社 代表取締役 延賀 海輝

3 許可年月日及び許可番号

令和7年11月6日

兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-22-2号（6たつの）

~~~~~

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年11月28日

契約担当者

兵庫県中播磨県民センター長 井野 健三郎

1 調達内容

(1) 調達する物品等の名称及び数量

兵庫県姫路総合庁舎ほか15庁舎で使用する電気 予定量3,834,416キロワット時／年

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

仕様書別紙「対象施設の情報一覧」のとおり

(4) 履行場所

仕様書別紙「対象施設の情報一覧」のとおり

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

（入札参加資格審査窓口）

兵庫県出納局物品管理課 電話（078）341-7711 内線75787

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

(環境配慮方針に基づく判定窓口)

兵庫県環境部環境政策課 電話 (078) 341-7711 内線74674

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

(1) 交付期間

令和7年11月28日（金）から同年12月18日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

〒670-0947 兵庫県姫路市北条1丁目98番

兵庫県中播磨県民センター県民躍動室総務防災課 担当 山田

電話 (079) 281-9031

4 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書及び入札書の提出期間等

(1) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出期間

令和7年12月1日（月）から同月18日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

(3) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和8年1月30日（金）午後2時から

場所 姫路総合庁舎201会議室（兵庫県姫路市北条1丁目98番）

(4) 入札書の受領期限

上記4(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。

なお、入札前に本人確認を行うため、本人確認ができる顔写真付公的書類（運転免許証等）を持参すること。

ただし、郵送により入札書を提出する場合には、令和8年1月29日（木）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年1月28日（水）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国（公社・公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき（入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。）。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

(4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(1)、(5)及び(6)に示した電気の供

給を実施できることを証明する書類を添付して、令和7年12月18日(木)午後5時までに提出すること。

また、前記5(2)ア及び(3)アに示した国及び地方公共団体等との契約締結及び履行の実績がある場合にはそれを証明する書類を併せて提出すること。

イ 入札参加者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 「一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書」で届け出た者以外の代理人が入札する場合は、入札書と併せて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(i) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ii) 初度の入札において、前記4(4)及び5(5)アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又は5(5)ウ又はエに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Kenzaburo Ino, Executive Director General, Naka-Harima District Administration Center, Hyogo Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 3,834,416 kWh/1 year

(3) Fulfillment period:

As per designated by the head of the procuring entity in specification

(4) Location:

As per designated by the head of the procuring entity in specification

(5) Deadline for tender:

14:00 January 30, 2026 by direct delivery

17:00 January 29, 2026 by mail

(6) Person to contact concerning the notice:

Ms. Yamada, General Affairs Office, Naka-Harima District Administration Center, Hyogo
Prefectural Government
1-98, Hojo, Himeji, Hyogo, 670-0947 JAPAN
TEL (079) 281-9031

公 安 委 員 会 規 則

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月28日

兵庫県公安委員会
委員長 津 田 隆 雄

兵庫県公安委員会規則第11号

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則（昭和39年兵庫県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1 兵庫県姫路警察署の部八代交番の項を削り、同部野里交番の項を次のように改める。

城北交番	姫路市広峰2 丁目	姫路市のうち 山野井町 八代 伊伝居 新在家本町1丁目から6丁目まで 八代 緑ヶ丘町 八代宮前町 八代東光寺町 北八代1、2丁目 八代本町 1、2丁目 城北本町 西八代町 南八代町 南新在家 北新在家1 丁目から3丁目まで 北平野台町 広峰1、2丁目 城北新町1丁目 から3丁目まで 峰南町 北平野南の町 北平野奥垣内 北平野1 丁目から6丁目まで 上大野1丁目から7丁目まで 大寿台1、2丁 目 西大寿台 梅ヶ谷町
------	--------------	---

附 則

この規則は、令和7年12月9日から施行する。